

平成21年11月宮崎県定例県議会  
総務政策常任委員会会議録

平成21年11月26日

場 所 第2委員会室

平成21年11月26日（木曜日）

---

午前10時0分開会

---

会議に付託された議案等

- 議案第13号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第15号 議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 県民政策及び行財政対策に関する調査

---

出席委員（8人）

委員 長	高橋 透
副委員 長	河野 安幸
委員	福田 作弥
委員	萩原 耕三
委員	押川 修一郎
委員	武井 俊輔
委員	権藤 梅義
委員	前屋敷 恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

総務部

総務部長	山下 健次
総務部次長 （総務・職員担当）	土持 正弘
総務部次長 （財務・市町村担当）	萩原 俊元
総務課長補佐	上山 伸二
部参事兼人事課長	四本 孝
財政課長	西野 博之
市町村課長	田原 新一

---

事務局職員出席者

総務課主幹	黒田 渉
議事課主幹	老岐 哲也

---

○高橋委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。本日の委員会は、付託を受けました議案について審査を予定しています。日程案につきましては、お手元に配付のとおりですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

---

午前10時2分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案についての説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○山下総務部長 総務部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付をしております総務政策常任委員会資料により御説明をいたします。

まず、1ページの議案第13号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。これは、去る10月6日に行われました人事委員会勧告及び国家公務員の給与改定の状況等を踏まえ、県職員の給与改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、15ページの議案第15号「議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」

についてであります。これは、国の特別職等の給与改定の状況等を踏まえ、県議会議員及び知事、副知事など特別職に係る期末手当の支給月数の改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

これらの議案につきましては、本年12月に支給される期末手当及び勤勉手当に係る改定が含まれておりますことから、その額が確定する基準日であります12月1日までに公布・施行をする必要がございます。このため、ほかの議案に先立ちまして議決をいただきたいということで御審議をお願いするものでございます。

議案の詳細につきましては、人事課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

**○四本人事課長** 議案の内容につきまして、お手元の委員会資料で御説明をいたします。

1 ページをお開きください。議案第13号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてであります。ことしの人事委員会勧告におきましては、本年4月の職員の給与が民間の給与を0.26%上回っているとの結果が報告され、この公民較差を解消するための給与改定が必要であると勧告をされております。今回の改正は、この人事委員会勧告等を踏まえまして、職員の給与改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容についてであります。(1)の給料表につきましては、人事委員会勧告どおり、若年層及び病院の医師など医療職給料表(一)の適用者を除き、マイナス0.2%の改定となります。次に、(2)の諸手当についてであります。諸手当につきましても、人事委員会勧告等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当、住居手当、

通勤手当、時間外勤務手当について所要の改正を行うものであります。このうち、①の期末手当及び勤勉手当についてであります。本年6月に支給された期末手当及び勤勉手当につきましては、去る5月の臨時議会で議決をいただき、21年特例措置の欄にありますとおり、国に準じて支給月数の一部凍結を実施したところであります。今回の人事委員会勧告においては、民間の支給状況等を踏まえ、一般職員で年間の支給月数を0.3月引き下げることとし、6月期で一部凍結した0.2月分を差し引いた0.1月分を12月期分から差し引くこととされたところであります。この勧告を受けまして、①のアから次のページのエの表にありますように、支給月数の改定を行うものであります。

具体的には、アの一般職員につきましては、本年12月期は、期末手当の支給月数が現行1.6月から1.5月に、勤勉手当は現行と同じ0.725月で、合計が2.325月から2.225月分となり、年間では、4.45月が4.15月となるものであります。また、22年度以降につきましては、6月期が期末手当1.25月、勤勉手当0.7月の合計1.95月に、12月期が期末手当1.5月、勤勉手当0.7月の合計2.2月となり、年間では4.45月が4.15月となります。イの特定管理職員、次長級以上の幹部職員でございますが、これにつきましては、本年12月期が期末、勤勉を合わせて2.325月が2.225月に、年間では4.45月が4.15月となり、22年度以降は一番下の欄のとおりとなります。ウの再任用職員につきましては、本年12月期が期末、勤勉を合わせて1.25月が1.2月に、年間では2.35月が2.2月となり、次のページをお開きいただきまして、エの大学学長につきましては、本県12月期が期末、勤勉を合わせて1.75月が1.65月に、年間では3.35月が3.1月となります。なお、22年度以降

はそれぞれ一番下の欄のとおりとなります。

次に、②の住居手当についてであります。自宅に係る住居手当の支給月額、表に記載しておりますとおり、現行では新築・購入から5年経過するまでが2,500円、新築・購入から5年経過後が1,500円ありますが、これが人事委員会勧告どおり500円の引き下げとなり、それぞれ2,000円と1,000円ということになります。

次に、③の特急列車の利用に係る通勤手当についてであります。ことしの人事委員会勧告において、特急列車の利用に係る通勤手当について、見直しの検討が報告をされたところでありまして、今回、職員の通勤実態などを踏まえまして、特急列車以外での通勤が困難であると認められる職員の手当額を、特急料金の2分の1から3分の2に改定するものであります。

次に、④の時間外勤務手当についてであります。これは、労働基準法の改正及び国の取り扱いを踏まえまして、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げるものであります。具体的には、現行では100分の125または100分の135となっております時間外勤務手当の支給割合を、月60時間を超えた時間外勤務については100分の150ということになります。なお、この60時間を超える時間外勤務が、午後10時から翌日の午前5時までに行われる場合には、現行の100分の150または100分の160が100分の175ということになります。

次に、(3)の給与構造改革に伴う経過措置額の引き下げについてであります。平成18年4月の給与構造改革の際、マイナス4.8%の給料表引き下げに伴う経過措置として、現在、平成17年度末の給料月額を保障しておりますが、この経過措置額も公民較差の対象となっておりまして、経過措置額を0.24%引き下げるよう人事委員会

から勧告されておりますことから、勧告どおり引き下げを実施するものであります。

次に、(4)の調整措置についてであります。公民較差に基づく今回の給与改定を、人事委員会勧告どおり12月から実施するに当たりまして、本年4月から11月までの公民較差相当分につきましても、これを解消するため、12月期の期末手当におきまして所要の調整を実施するものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。今回の給与改定には、12月期の期末手当及び勤勉手当の引き下げ改定が含まれておりまして、その基準日である12月1日から施行することとしております。ただし、期末手当及び勤勉手当の改正のうち平成22年度以降に係る改正、通勤手当及び時間外勤務手当の改正につきましては、平成22年4月1日からとしております。

続きまして、資料の15ページをお開きいただきたいと思いますが、議案第15号「議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてであります。議会の議員及び知事等の特別職の期末手当につきましても、これまでも国の特別職等に準じて改正してきたところでありまして、今回、国の特別職等の期末手当の改正が行われることから、これを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容についてであります。特別職に係る12月期の期末手当の支給月数は、現行1.75月ありますが、これが1.65月となり、現行の年間支給月数3.35月が3.1月となります。

次に、3の改正を要する条例であります。県議会の議員や知事など、3に記載しております6つの条例につきまして、改正を行うもので

あります。

最後に、4の施行期日についてであります、先ほどの一般職の職員と同様、本年12月期の期末手当の基準日である12月1日から施行することとしております。ただし、平成22年度以降に係る改正につきましては、平成22年4月1日からとしております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○高橋委員長 執行部の説明が終了しました。議案についての質疑はありませんか。

○武井委員 何点か伺ってまいります。まず、これは人勧が出てということなんですが、大体他県も同様な感じなんですか。特に鹿児島、熊本等近県の状況を含めてお聞かせください。

○四本人事課長 具体的な数字は若干の違いはございますが、九州各県において、ほぼ同様の人事委員会勧告が出されております。

○武井委員 わかりました。

確認ですが、給料表、医療職給料表(一)適用者を除きとあるんですが、これは医師だけですか。例えば看護師とかは含まれるのかどうか、伺います。

○四本人事課長 医師だけでございます。

○武井委員 わかりました。

続いて、給料表を改定するという事になりますから、これも確認ですが、次年度からはそれがベースになるということよろしいということですね。

○四本人事課長 そのとおりでございます。

○武井委員 わかりました。

次、伺いますが、以前、説明に来ていただいたときも話をしたんですが、特急列車の件を伺いたいと思うんですが、ほかのものというの

はおおむね今回は下げていくというようなことの中で、これだけが上げるといったような改定になっているわけなんです、何で今、人事委員会からこういったようなことが出てきたのかということ、それからまた、特急列車で実際に通っている人が何人いるのか、それからまた、JR九州の宮崎・延岡エクセルパスというんですか、こういったものが1カ月なら1カ月幾らなのか、お聞かせください。

○四本人事課長 なぜ今、人事委員会のほうから報告が出されたかという点は、本県の特殊事情としまして、南北に長い地形で、結構、宮崎から日向、延岡に通う職員が多くて、その大半が特急列車を利用して通勤をしておるという実態の中で、今までの基準ですと、特急料金の分については半額しか出ておりませんので、職員の負担が大きいということで人事委員会の報告が出てきたというふうに考えております。

それから、通勤の特急の認定を受けております職員は8月現在で160人でございます。

それから、料金は、年間で33万円というのが特急分の定期料金になりますが、現行は2分の1ですので、この半分の16万5,000円だけが支給されると。したがって、本人負担が16万5,000円あると。今回、3分の2に改定されることによって16万5,000円に5万5,000円ぐらいプラスされますので、本人の年間負担額は11万円ぐらいになるということでございます。

○武井委員 確かに、日豊本線なんかに乗りますと、朝でも夕方でも非常に通っていらっしゃる方が多いのはよくわかるんですが、そもそもの話、出先機関というのは原則として勤務地に住むというのがあるべき姿ではないのかというふうに考えるんですが、それはいかがでしょうか。

○**四本人事課長** 特に災害ですとか、そういうのが起こった場合等のことを考えればそういうお考えもあると思いますが、居住を制限といましようか、任地に居住させる、強制するといふことはなかなか難しい面もございますし、現実問題としては、特に家庭を持っている職員、特に子供のいる職員につきましては、学校なんかの関係でどうしても通勤と。仮に任地に住まわせるとしても単身赴任になるというようなことだと思います。

○**武井委員** 同じ質問を余り長くしてもいけないんですが、私、前、勤めていた会社というのは県内にいろいろ出先も持っていて、原則、住みなさいという、災害なんかに対応しなければいけない、バス会社でしたのでそういう事情もあったんだろうと思うんですが、さっきおっしゃったようなことと比べて、逆にこれを手厚くすることでますます任地居住というのは減っていくんじゃないかというふうに感じるんですけども、それは県としては、望ましいとか望ましくないということも含めて、どっちでもいいですよという意識で、できれば住んでほしいとかいうことも特にはないということでしょうか。

○**四本人事課長** 災害関係につきましては、地震とかの突発的なものは別としまして、台風が近づいてきたりだとか、そういう場合には、特に災害対策本部の支部になります農林振興局では、班体制で職員を交代で待機させたりとか、そういうことで対応しておりまして、災害に対する対応というものはそういうことだと思うんです。今回、この特急加算を上げることによって通勤がふえるというのは、これはやってみないとわからない部分もございますが、今までは年間16万5,000円を負担しても特急で通勤する者

が多かったということでございますので、ということで御理解をいただきたいと思いますが。

○**武井委員** 金額が非常に高額になるわけなんですけど、例えば払い戻しの防止とか、要は、買って、払い戻して実際は自家用車で通勤をするとか、そういったことというのができないような措置というのはより厳密になさなければいけないと思いますが、その辺の対策、対応はどうなりますか。

○**四本人事課長** エクセルパスといいますか、定期のコピーを提出させるようにしております。その後での払い戻しということでしょうか。

○**武井委員** そういうことです。

○**四本人事課長** そこまではちょっとあれなんですけど、現実にはなかなか宮崎から日向、延岡というのは、自動車での通勤というのは物理的に厳しいんじゃないかなと思っておりますが、通勤手当全般の不正防止については、いろいろと今後も検討していきたいと思っております。

○**武井委員** 非常に金額が高額になりますし、例えば、日豊線ですから、その前後に普通列車も当然あるわけですから、そのあたりというのは、特急定期を買って普通の定期にかえるということもできなくはないわけですから、補助を増額するというのであれば、そのあたりの対応というのはより厳密になさなければいけないんじゃないかと考えております。以上です。

○**権藤委員** これは個人の解釈の問題でいろいろあるんじゃないかと思うんですが、私は武井委員とは違った解釈をしておりまして、持ち家とか、子供の進学とか、そういう現状は民間も公務員も変わらないと思うんですね。そういう意味では、私はこの措置は、要するに優遇すればふえるんじゃないかというような議論が仮にあったとしても、今回は、給与ベースが下がる

ときにこういう配慮は必要じゃないかなというふうに思います。

聞きたいのは、今あった普通と特急で、6カ月間とか買った場合に、余り差がないんじゃないかなとか、朝は忙しいよねとか、そういう意味から、今の指摘の部分の差というのは、まとめてパスで買えば差が小さくなるんじゃないかなという気もしておりますし、今、手元に数字がなければいいですが、私の考え方としては、朝は特に出勤時間が8時半ですか。それに間に合うというのは、快速でも変わらないかもしれないけれども、現行の制度を是認するという、そういう意見を述べたかったということです。数字がわかっておれば、特急との違い。

○四本人事課長 数字というのは時間ですか。

○権藤委員 いや、パス券の金額です。わかっていなければいいです。

○四本人事課長 月額で申し上げて、宮崎一延岡間をJRで通勤した場合の普通料金のほうが月額3万6,602円、特急が認められてそれに加算されているのが、今回改正後で2万7,525円ということでございます。今のところ、したがって、2万7,525円の半分の1万3,763円だけ差があるということでございます。

それから、申しわけございません。先ほどの武井委員の質疑の中で、給料表の改定が来年度からこれがベースになるのかということについて、そうだとお答えいたしましたけれども、正確にはことしの12月1日からこの給料表に改定されるということでございます。

○高橋委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前屋敷委員 人事委員会の勧告をされたということでこういう提案がなされたんですけれども、よって立つ根拠というのは、公民較差を是正するということのみでしょうか。

○四本人事課長 基本的に地方公務員の給与というのは、国あるいは他の地方公共団体、あるいは民間に準ずるという原則でございますので、それに沿って勧告がなされたものというふうに考えております。

○前屋敷委員 人事院が勧告した、それをもって今、国家公務員の給与も改定する審議がなされているというふうに聞いているんですけれども、国会のほうでの結果は出たんですか。まだ審議中というふうに聞いているんですが。

○四本人事課長 本日午後の衆議院で議決をされるというふうに伺っております。

○前屋敷委員 まだ審議途中ということを知っていたものですから、これまで国に準じて地方もということ動いてきて、まだ決まらないうちに地方で決定をするということはこれまでなかったんじゃないかなというふうにも思っていたものですから、国の審議の状況を今、お聞きしたところです。

公民較差の是正と言いますが、今、県内の民間の給与をどの程度調査をされたんですか。全国平均で行っているんですか。

○四本人事課長 どの程度というのは、その対象の企業数とか、そういうお話ですか。

○前屋敷委員 平均の給与でいいんですけれども、今、民間と公務員の較差が開いていると。その是正のために公務員の給与も減らすということですので、どの程度差があるのか。

○四本人事課長 4月時点でございますけれども、民間の給与と職員の給与を比較して、本県の場合、1,002円、民間と公務員の較差があると。それだけ公務員のほうが高いという調査の結果が出ております。

○前屋敷委員 今回提案のとおり給与の改定がなされたときに、年間を通じて1人当たり平均

の減収というのはどの程度になりますか。

○**四本人事課長** 平均で申し上げて、1人当たり、年額13万円程度の減収になります。

○**前屋敷委員** 年額13万という大変ですね。生活設計もかなり変更しなければならなくなるし、これがベースになっていくわけですから、将来にわたっては退職金とか年金とかにも影響してくるわけで、大変な状況になるというふうに思います。特に、今、デフレと言われている状況が出てきた中では、やはり購買力そのものにも影響するということがあって、その辺のところも単に民間との是正だけではとらえられない問題もあるんじゃないかなというふうに私は思っていますが、地域経済に及ぼす影響あたりをどのように考えておられるか、その辺のところを聞かせてください。

○**四本人事課長** 民間の給与等が下がっている状況に公務員の給与というのは合わせるということが基本であると思いますし、おっしゃる経済的な影響がもちろんないとは言いませんが、それについてはまた別途、経済対策等が講じられるべきものというふうに考えておきまして、経済対策のために県職員の給与を公民較差を残したままにしておいたりするということについては、やはり県民の皆さんの理解が得られないものというふうに考えております。

○**前屋敷委員** 民間を公務員給与に引き上げるというような形でずっとこれまで進んできたと思うんですよ。それが低いほうにどんどん合わせていくというのが将来どうなのかという、これは問題提起です。

それともう一つ、人事院勧告そのものがどういう意味合いを持ってこの勧告がなされているのか。本来の人事院の公平、公正、中立という立場で、公務員の労働権が確保されないという

点でのその代償としてそういうものが備わっているわけで、そのあたりのところもやはり意味合いを崩してしまうのも問題じゃないかなというふうに今、思っているところで、引き下げについてはいろんな要因を含んでいるというふうに思っております。以上です。

○**武井委員** 市町村課長にお伺いしますが、ほかの県内の市町村の状況は、おおむね同一のような状況になっているのか、お聞かせください。

○**田原市町村課長** それでは、項目ごとに御説明をしたいと思います。まず、給与の改定の部分でございますけれども、国、県同様に、0.2%の減額という形で全市町村、改定が行われているところでございます。

それから、期末手当、勤勉手当につきましては、県の0.1カ月分に対しまして、市町村のほうでは年間支給額がこれまで0.05カ月分多かったということで、今回の12月の期末・勤勉手当におきましては、0.15カ月分の引き下げという形になっているところでございまして、年間総支給月数では\*3.1カ月分という形で数字がそろったところでございます。

それから、住居手当の改定につきましては、国家公務員の制度に合わせまして全廃というところが18市町村、県と同様の制度にしておりますのが3市町村、それから独自の手当の内容にしておりますのが7市町村ということでございます。

それから、4月にさかのぼっての12月期での期末手当における調整措置でございますけれども、これにつきましては、25の市町村が実施しておりますが、実施予定がない市町村も3つあるところでございます。以上でございます。

○**高橋委員長** ほかに、ございませんか。

※9ページに訂正発言あり

今、武井委員が質問したことと関係するんですけれども、2ページの調整措置、4月から11月末日までの期間に係る部分を期末手当において「調整措置」という書き方になっています。これ、いわゆる不利益不遡及にさわってくるというふうに私は思うんです。ここに問題がないかということなんですね。不利益は遡及しないという原則というのがあったと思うので、そこを確認したいと思うんですが。

○**四本人事課長** 今回の調整措置は、ことしの4月から11月までの公民較差相当額、これを条例改正後に支給する12月の期末手当で調整するという取り扱いを定めるものでございまして、不利益の遡及には当たらないというふうに考えております。公民較差相当分というのを年間給与で調整をするということは、地方公務員法の第14条で定めております情勢適応の原則にかなうものでありまして、過去のプラスの改定するときには公民較差相当分を差額として支給してきたということ等を考慮いたしますと、マイナスの場合にも、当然調整をする必要があるものというふうに考えております。

○**高橋委員長** さっき市町村課長が25市町村が実施と言ったところはここだと思っただけですね。3つの自治体は、不利益になるから遡及しないという解釈のもとにさかのぼらないんじゃないですかね。聞くところによると、宮崎市も検討しているような話も聞くんですが。

○**田原市町村課長** その3団体がなぜ調整措置をしなかったかということまでは、私ども、各市町村に今回の改定に当たりまして、それぞれ照会したところではございますけれども、そこまでは把握をしていないところでございます。今、委員長が言われたような理由かどうかはわかりません。

○**山下総務部長** 減額改定というのは、今回が初めてではないんですけれども、過去にもございました。そして、同じように、不利益不遡及ではないかという議論がございました。その時点で訴訟が提起されて、その結果、高裁でこれは適法であると、こういう調整措置は適法であるという判断が出ております。そういったことで全国、こういった方法でやるということでございます。

○**高橋委員長** 細かなところを聞いて申しわけないんですけれども、結局、時間外手当まで響くわけですね。わかりますか。4月にさかのぼるわけですから。その差額分まで出てくるわけですよ。そこまで調整するんですか。

○**四本人事課長** その分までは調整はいたしません。

○**高橋委員長** 基本給だけ。

○**四本人事課長** はい。

○**高橋委員長** そこは不利益不遡及になるんですね。

○**土持総務部次長** 今、委員長がおっしゃったような、平成14年に同じように減額改定をしたときに、4月1日にさかのぼって給料表をすべて変えるというやり方を全国的にやりました。そのときには、おっしゃったように、時間外から何かはね返るということに結果としてなったわけなんですけれども、その調整方法では、おっしゃったような不利益不遡及、そういう議論があつて、国会で附帯決議として、今後のそういう調整については一定の配慮をなささいということがございまして、今回のような較差分、率を所定内給与に掛けていって、12月の期末手当で調整するというやり方をしておりますので、給料表そのものを変えるということではございませんので、はね返りとか、そういったものは

出てこないということになっています。

○高橋委員長 前屋敷委員からも出たように、宮崎県経済が悪循環になってしまうと思うんです。ますます購買力が落ちて、冷え込むと思うんですね。何せ、また12月が来ますので。市町村では、域内での消費ということをよく宣伝するんですよ。「忘年会は地元で」とか「お買い物は地元で」とかいうことを言うんですね。県庁でそういう啓発をされることがあるのか。例えば、おっしゃったようにデフレですから、安いものを求めていけば安いものが出ますよ。宮崎県で言うと福岡に行きますね。何か福岡にもまた大型店舗もできるらしいですけども、できれば宮崎県の職員の方も宮崎県内でお金を落としていただきたい。そうすることが県民の県の職員への見方もまたいろいろと違って来るだろうし、県庁としては、職員に対してそういう啓発をされているかどうか。

○四本人事課長 現在のところ、職員に対して県内で買い物をするようにというような指導は行っておりません。

○高橋委員長 事細かく条例をとく、そんなことを私も申し上げてはいないので、やわらかくこういうことは言っていた方がいいんですよ。風当たりも、公務員の人たちに対してこういうふうな賃金を下げてもやはりあるんですね。だから、特に中山間地域に行けば行くほど役場の職員の人たちは浮いちゃうものですから、県の方々も堂々とニシタチに行けないという、そういうことも以前聞いたこともあるし、できるだけ地元で消費がされるような、職員間でそういう空気ができるといいなということを書いて申し上げたところでもあります。以上です。

給与関係についてはよろしいでしょうか。

○田原市町村課長 済みません。先ほどの説明

の中で、年間の期末・勤勉手当の総支給月数を3.1と申しあげましたけれども、3.1は特別職でございまして、一般職は4.15でございまして、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○高橋委員長 何も質問はないですね。よろしいですか。

○前屋敷委員 労働組合との関係と伺いますか、その辺の意見などの聴取はどんなですか。

○四本人事課長 最近は御案内のとおり、給与が下がる傾向でございまして、既に下がっているのにまた下がるのかというような御意見もあつたところでありますが、基本的には人事委員会の勧告どおりという線で結果的には御理解をいただいたということでございます。

○高橋委員長 では、その他で。

○萩原委員 30～40年前は民間が高くて公務員が低かったんですね。民間のレベルに公務員を上げろ上げろと上げてきた。時代が変わって、今度は主役が変わってきて、今度は優秀な民間が公務員に近づくように努力せよというふうで、公務員を目指して民間も頑張って給与を上げてきたという推移があるんですけども、これはこっちに置いておいて、質問とは別です。

人事異動のときに、大体県庁は2年から3年で異動しますね。人事異動の交付は、直接知事が出すのはどのクラスからですか。次長から上ですか。部長だけですか。辞令行為、例えば総務部長に、あなたは図書館長に行きなさいとかいうのは。

○山下総務部長 部長級は知事が直接行きます。次長以下は各部局長において行うということをやっております。

○萩原委員 ちょっと悪い事例を言いましたけれども、警察とか教職員、特に教師の場合は、

なるだけ勤務地のところに居住を構えるようにと、委員会でもずっとやられたことがあるんですね。警察の場合は7割ぐらいいは勤務地のほうに居住を移すんですね。教師の場合はほとんど移らないんですね。校長、教頭は官舎みたいなものがあるから、ちょこっとおるけれども、土日は宮崎の居住だったら宮崎に帰ってくる。人事の辞令を交付するときに、一般職の場合、土木事務所長だとか農林振興局長だとか、その辞令をするときに、住まいはなるだけ勤務地のほうにおったほうがいいんだけどとか、そういうことは言わないんですか。

○四本人事課長 特にそういうことは言っておりませんが、先ほどちょっと申し上げました災害対策本部の支部になります各農林振興局長は、強制をしておるわけではございませんが、ほとんど任地に居住をしております。

○萩原委員 責任ある立場になる人たちは、本人の何というか、責任感を持って勤務地のほうに居住するとか、本人に任せるわけですね。

○四本人事課長 なかなか強制というわけにはいきませんが、職員間のいわば申し合わせといいたいでしょうか、例えば延岡なら延岡に振興局長は引っ越すということは事実としてはある程度行われております。

○萩原委員 公務員の言葉の使い方は非常に難しいのかどうかわからないけれども、例えば都城土木事務所になったら、なるだけ都城に住むようにしたほうがいいんじゃないのと言ったら、そう言ったことが強制になるんですか。強制というのは言葉で発すると強制になるわけですか。例えば保健所の所長でもいいです、所長ですからとか……。

○四本人事課長 例えば異動のときに、あなたは次は都城土木事務所長をお願いしますという

中で、「都城にできれば住んでください」ということはかなり強制に近いものになるのではないかなというふうに考えております。

○萩原委員 「住んだほうがいいんだけどもなあ」と言っても強制になるわけですか。

○四本人事課長 いずれにしても、強制はできないものというふうに考えております。

○高橋委員長 その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 以上をもって総務部についての審査を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

---

午前10時50分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、再開時刻は11時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

---

午前11時29分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 異議がありましたので、挙手により採決を行います。

議案第13号について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋委員長 挙手多数。よって、議案第13号については、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第15号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

---

午前11時31分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告骨子案についてであります。委員長報告につきまして、特に御要望等はありませんか。

○前屋敷委員 今度の人勸を完全実施した場合に、どの程度経済的にも影響が出るかということもぜひ盛り込んでいただきたいということで、1人当たりの減収13万円というのは聞いたところだったんですけれども、職員の側からすれば全体でどのくらいの減収になるのかというあたりもふれていただけたらと思います。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、ただいま前屋敷委員からありました1人当たりの影響額、そして全体の影響額を盛り込むことで御理解いただきたいと思います。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのようにいたします。その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午前11時32分閉会